

有効期間 10 年の旅券の発給を申請できる年齢の引下げ

民法の改正により、本年 4 月 1 日に成年年齢が引き下げられることに伴い、同日以降、18 歳以上の方は、有効期間が 10 年の旅券の申請が可能になります。また、旅券の発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢も 20 歳から 18 歳に引き下げられます。

詳細は、こちらをご確認ください。

(外務省ホームページ)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009241.html

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

1 月 17 日